

環太平洋大学
ガバナンス・コード
＜第1版＞

学校法人 創志学園

2020年4月1日

目 次

第 1 章	私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	P 1
1 - 1	建学の精神	
1 - 2	教育と研究の目的	
第 2 章	安定性・継続性（学校法人運営の基本）	P 4
2 - 1	理事会	
2 - 2	理事	
2 - 3	監事	
2 - 4	評議員会	
2 - 5	評議員	
第 3 章	教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	P 8
3 - 1	学長	
3 - 2	教育経営会議	
第 4 章	公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	P10
4 - 1	学生に対して	
4 - 2	教職員等に対して	
4 - 3	社会に対して	
4 - 4	危機管理及び法令遵守	
第 5 章	透明性の確保（情報公開）	P12
5 - 1	情報公開の充実	

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展し、社会の発展に寄与してきました。また、私立大学は、地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人創志学園 環太平洋大学は、建学の精神に基づいて、私立大学としての使命を果たしていくため、また、教職員がその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にして、適切なガバナンスを確保するとともに、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対して、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

1-1 建学の精神

学校法人創志学園は、「挑戦と創造の教育」を建学理念として掲げ、「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む」という「共育」を教育活動の基本に置いています。幼児教育から高校教育、専門学校教育、大学教育の分野において、児童、生徒、学生の持てる可能性を引き出すことにひたむきな情熱を傾け、彼らの直面する問題に対して教職員が深く積極的に関わっていくことで、豊かな才能を導き出し、多様な学習ニーズにきめ細かに応えています。

学園の建学理念である「挑戦と創造の教育」を本学の建学の精神としており、それは、自らに限界をつくることなく、常に新たな夢に挑戦し、創造を生み出していく教育です。常に自分自身で志を立て、自らが考え、自ら行動に移して志を具現化していくことで、大きく成長できる人間となることを目指しています。

「創志」とは、立志と行動への問いかけであり「夢・挑戦・達成」の繰り返しを「創志という生き方」の行動指針としています。

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

① 大学の教育・研究の目的と養成人材像

本学では、「教育とスポーツの融合」「時代の求める教育の追求」「教育する者も教育される者も共に成長しながら教え育む（共育）」という基本理念に基づく教育活動を通して、その精神の実現に力を尽くしてきました。教育とスポーツ（体育）の2本柱で学生を育て、教育における学びをスポーツ（体育）の学びに活かし、スポーツ（体育）における学びを教育の学びに活かすことに力を入れてきました。スポーツで培われる礼儀作法、克己心、協調性を基にした人間形成に努めてきています。

また、本学では3つの学部における共育を通して、「豊かな人間性と個性を有した実践力のある専門的職業人・国際人の育成」を教育目標としており、特に次の3点に力を入れています。

第1に個性教育に力を入れ、社会で有為な人材となりうる基盤はその人の人間性と個性になるという考えのもとに、本学では、授業やスポーツ活動などあらゆる教育活動を通して人間性を育成し、個性を伸長することに重点をおいています。とりわけ、優しさ、たくましさ、協調性などを培い、自立性と自律性を高め、個性を磨いていきます。

第2に実学教育に力を入れ、実社会で活躍していくための深い専門性に裏付けられた実践力の求めに対し、本学においては、各学部・学科に専門領域に応じた高度で多様な授業科目を配置し、これらの学修を通して真の実践力を培っています。

第3に国際教育に力を入れ、国際化時代に相応しい人材を育成すべく、本学では国際性を育む授業を設けるとともに、留学生を積極的に受け入れ国際交流の実践を通して、国際感覚や生きたコミュニケーション能力、グローバルマインドを涵養しています。

② 学部の教育・研究の目的

【体育学部】

体育学部は、健康・スポーツ科学に関する教育研究を行い、「競技スポーツ」、「健康運動」、「健康・スポーツ教育」の専門職分野において科学的知識と実践力を備えた、社会のリーダーとして活躍できる人材の養成を目的としています。

ア【体育学科】

体育学科は、スポーツ科学に関する専門的知識と運動技能を身につけさせることによって、青少年のスポーツ教育に寄与できる指導者、アスリート、社会の多様な分野でリーダーとして活躍できる人材の養成を目的としています。

イ【健康科学科】

健康科学科は、健康・医科学の深い専門性に裏付けられた実践力を養成する実学教育を重視し、「健康科学」を中心として、「健康医学」、「スポーツ医科学」や「保健衛生学」「保健医療学」の学際的な領域で学び、アスリートはもとより、広く人間の健康を科学する医療人の養成を目的としています。

【次世代教育学部】

次世代教育学部は、教育学・心理学・社会学などに関する教育研究を行い、「教育実践力」「コミュニケーション力」「異文化理解力」を備え、次代の社会を担い、自らの力で意思決定や価値判断のできる人材の養成を目的としています。

ア【こども発達学科】

こども発達学科は、激変する時代社会の中に生きる、子どもとその家庭を育むために、多面的に事象を理解する能力と実践力・協調性を培い、コミュニケーション能力に優れ、さらに国際感覚のある人材の養成を目的としています。

イ【教育経営学科】

教育経営学科は、次代を担う子どもが、豊かに自己実現をする上で不可欠となる基礎を培う教育を実践できる人材の養成を目的としています。

【経営学部】

ア【現代経営学科】

現代経営学科は、経営・経済に関する幅広い知識と教養を土台として、経営学、国際経済、会計・ファイナンス、マーケティングに関する専門知識を体系的に学び、企業実務やマネジメント手法等の実学に触れながら、グローバル化する企業活動に持続的に貢献できる人材の養成を目的としています。

(2) 中期的な計画の策定と実現に必要な取り組み

- ① 中長期的展望をもって安定した経営を継続していくため、認証評価を踏まえて学内外の環境変化の予測に基づいた中期経営計画を策定しています。
- ② 中期経営計画の進捗状況報告は、常任役員会及び執行役員会において報告・協議が行われ、理事会に報告されるとともに、その結果を学内外に公表するなど、透明性をもって管理運営がなされています。
- ③ 財政的な裏付けのある中期経営計画の実現のために、常勤監事による財務・教学監査はもとより、外部理事を含めた学識経験者や有識者の指導を踏まえて、大学の役職者の経営能力を高めています。
- ④ 大学改革を推進するために、教職協働の観点からも、外部研修による事務職員の職能開発や人事交流などを実践し、事務職員のスキルアップを図っています。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期経営計画を共有し、改革の実現に向けて、教職員からの提案も積極的に受けることで、本学における取り組みを加速化させています。
- ⑥ 中期経営計画の主要項目
 - ア 教育の質の向上と新しい教育
 - イ 学生支援
 - ウ 学生確保
 - エ 地域連携・社会貢献
 - オ グローバル化の推進
 - カ 研究活動の推進
 - キ 教育環境の整備、及び経営・ガバナンス強化

(3) 大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めています。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保つとともに、公共性・地域貢献等を念頭に置いた大学経営を進めています。
- ③ 大学の目的達成のために、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別解消の推進に関する基本方針をはじめ、多様性への対応を実施しています。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

大学は、社会から教育・研究及び成果の社会への還元という使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、設置者である学校法人は、経営を強化するとともに、その安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現することによって、その役割と使命を適切に果たしています。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築しています。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

理事会は、学校法人の最高意思決定機関であり、法人全体の運営にすべての理事が責任をもって参画し、各理事が職務を遂行することで適正に運営を行っています。

① 意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭において業務を決し、理事の職務執行を監督しています。

② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項は、寄附行為及び寄附行為施行細則に明示し、理事会の業務決定権限を明確にしています。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、適切に管理しています。

ウ 理事会に対する各設置校の運営責任者からの報告が適切に実施されるように、事務局で集約して標準化・可視化を行い、運営責任者を理事会に出席させる等の配慮をしています。

③ 理事及び運営責任者の業務執行状況の監督

ア 理事会は、理事及び設置校の運営責任者（学長、校長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な責務の一つと捉え、設置校における運営状況等の評価を適切に行い、その評価を業務改善に活かしています。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部監査室が主導して、内部統制やリスク管理体制を適切に整備しています。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置く等、担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する職務及び所属教職員の範囲について、事務組織及び職務分掌を明確にして可視化を図っています。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催スケジュールを策定し、予想される審議事項については事前に決定して関係者間で共有しています。

イ 資料の事前送付を含めて、審議に必要な時間は十分に確保しています。

⑥ 役員（理事・監事）は、その任務を怠り学校法人に損害を与えた場合、又はその

職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合は、当該役員はこれを賠償する責任を負うことを理解しています。

- ⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、又は他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の手段を講じています。
- ⑨ 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理しています。
- ② 理事長を補佐する理事として副理事長を置くほか、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う理事長の職務代理者も明確に定めています。
- ③ 理事長及び理事の選任及び解任については、寄附行為に明確に定めています。
- ④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、忠実にその職務を遂行しています。
- ⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。
- ⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告することを理解しています。
- ⑦ 理事は、学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。

(2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量等に配慮しつつ、理事としての業務を遂行し、その役割を果たしています。

(3) 外部理事の役割

- ① 外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を 2 人以上選任するよう努めています。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行しています。
- ③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行っています。

(4) 理事への研修機会の提供

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供するとともに、各設置校の視察を含め、その運営状況の把握に努めています。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）

- ① 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。
- ② 監事は、善管注意義務及び第三者に対する損害賠償義務を負うとともに、理事の違法行為差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。
- ③ 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。
- ④ 学校法人は、監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。

(2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は、評議員会の同意を得て、理事会の審議を経て、監事を選任しています。
- ② 監事は、常勤監事1名と非常勤監事2名の計3名体制で学園全体の監査を実施しています。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮しています。

(3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化を図るため、学校法人創志学園 監事監査規則を作成しています。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規則に基づき業務監査と会計監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告し、公表しています。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士による監査結果について意見交換し、監事監査の機能の充実を図っています。
- ② 監事機能の強化の観点から、全監事出席による監事報告会を実施し、監査報告と意見交換を行っています。
- ③ 監事に対して十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。
- ④ 監事に対して審議事項に関する情報について、理事会開催の事前・事後サポートを十分に行うため、法人管理部からの事前説明と報告を徹底しています。
- ⑤ その他、監事の監査業務を支援するための内部監査室を置いて、専任の担当者が年間を通じて支援業務を実施しています。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

評議員会は、理事会の意思決定に関してチェックを行う役割とともに、多様な観点から理事会の運営に対して提言を行う諮問機関として重要な役割を担っています。次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑩ その他学校法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認めた事項

(2) 評議員会の運営

- ① 評議員から意見を引き出すように議事運営方法の改善に努めています。
- ② 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答えています。
- ③ 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をしています。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、寄附行為に基づき、理事定数の2倍を超える数を選任しており、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
 - ア 法人の職員のうちから理事会において選任された者
 - イ 法人の設置する学校を卒業した者で年齢25才以上の者のうちから、理事会において選任された者
 - ウ 学識経験者のうちから理事会において選任された者
- ③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。

(2) 評議員への研修機会と情報の提供

- ① 学校法人は、評議員に対して、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めています。
- ② 学校法人は、評議員に対して事務局から審議事項に関する情報を提供し、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行っています。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

3-1 学長

（1）学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、法令に基づき校務をつかさどり、所属職員を統督することを役割としています。特に本学における教学運営の最高責任者として権限と責任をもっており、本学学則第1条に掲げる「本学は、学校法人創志学園の建学の精神並びに教育基本法及び学校教育法の規定に基づき、教育・スポーツの両面を通じて、健全で豊かな人格を備えた教育者・指導者を養成するとともに、深い専門性と応用力を兼ね備えた真に次代をになう国際人となり得る人材を輩出することで社会に貢献することを目的とする」という教育目的を達成するためにリーダーシップを発揮し、本学の向上・充実に寄与しています。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使しています。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めています。

（2）学長補佐体制（副学長又は学長補佐、学部長の役割）

学長が的確な判断をするためには、学長の諮問機関である教育経営会議をはじめとした運営組織の確立が必要不可欠であるとともに、学長の補佐体制を整えています。

- ① 所管する部署と業務に分けて3名の副学長を配置し、さらに所轄業務に応じて学長補佐の役職を設け、学長を中心とした各教学組織、職員組織との協働体制の構築を行っていくことで、学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制を強化しています。また、各副学長が所管部署と業務を担当する責任体制を明確にし、さらに学長補佐を加えて学内の組織を統括することで、組織が円滑に運営できる体制を構築しています。
- ② 学部長の役割として、所管する学部の教学を統括するとともに、学科長をはじめとする学部の教員管理や計数把握を行うことで学部内の組織を総括しています。また、3つの学部を統括する組織として、担当副学長を議長とした学部長会議を置き、各学部の目標管理や共通の課題について定期的に協議しています。

3-2 教育経営会議

（1）教育経営会議の役割

- ① 本学では、寄附行為施行細則第13条に規定する教育経営会議を置き、大学運営に関する重要事項を協議、検討及び部署間連絡調整を行っています。
- ② 教育経営会議は学長の諮問機関として、以下の事項を審議し、学長が決定を行うにあたり意見を述べています。なお、学長、副学長並びに学長補佐、学部長、事務局長等必要な職員から構成されています。
 - ア 大学の教育研究の向上に係る基本的な計画に関する事項
 - イ 学則その他教育研究に係る重要な規則に関する事項
 - ウ 大学の教育課程編成の方針に関する事項

- エ 学生の教育・厚生及び補導に関する重要事項
 - オ 学生の入学、卒業等、その在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
 - カ 大学の教育研究等の状況について本学が行う評価に関する事項
 - キ 理事会から付議又は諮問された事項
 - ク その他、学長が必要と認めた事項
- ③ 教育経営会議は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教育経営会議の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されていることが求められます。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとで、社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。

本学では、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられる存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保しています。

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学科等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にしています。

① 学部ごと及び大学院ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組んでいます。

③ 多様性の受容の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処しています。

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

実効性ある中期計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値の向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るために分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保しています。

(2) 教職員の資質向上

大学が活性化するためには、教職員においても使命感を持って職務を全うすることが必要不可欠であり、人材育成を図りながら、安定的に運営することが重要です。そのため、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進し、教職員の資質向上に努めています。

① ファカルティ・ディベロップメント（FD）

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育活動に係る成果を毎年度明示しています。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づいた取組みを適切に実行しています。

② スタッフ・ディベロップメント（SD）

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進しています。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進しています。
ウ 組織の活性化を図り、教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、
資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行っています。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成 16 (2004) 年度から、全ての大学は 7 年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めています。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革 (PDCA サイクル) の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行しています。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源について、ホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たしています。

(2) 社会貢献・地域連携

① 本学が有する教育資源を活用して、社会の発展に寄与していくため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めています。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能していきます。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供しています。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組んでいます。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体の課題について対応しています。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備

ア 大規模災害

イ 不祥事 (ハラスメント、公的研究費不正使用等)

② 災害防止、不祥事防止対策

ア 学生等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③ 事業継続計画の策定に取り組めます。

(2) 法令遵守のための体制整備

① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組んでいます。

② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に対して、教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を置いて、通報者の保護を図っています。

第5章 透明性の確保（情報公開）

私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めています。

大学の目的は、教育・研究・社会貢献等の多岐にわたっており、それぞれ異なるステークホルダーが存在することを踏まえ、法人運営・教育研究活動の透明性を確保しています。

さらに、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように利益を追求する「株主への説明責任」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たしています。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

社会に対して公表すべき事項は、学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等に沿って、各種情報をホームページ上で適切に公表しています。

① 教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

オ 教育研究上の基本組織

カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績

キ 入学者数、収容定員、在籍者数、卒業者数並びに進学者数及び就職者数

ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画

ケ 学修成果に係る評価及び卒業認定にあたっての基準

コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用

シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援

ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書・事業活動収支計算書
- イ 監事の監査報告書
- ウ 事業計画書・事業報告書
- エ 寄附行為
- オ 役員等名簿
- カ 役員報酬に関する基準

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、下記の項目のとおり積極的に公開しています。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 教育条件（教員一人当たり学生数／収容定員充足率／年齢別教員数）
- イ 教育内容（専任教員と非常勤教員の比率／学位授与数／就職先の情報）
- ウ 学生の状況（入学者数／社会人学生数／留学生数及び海外派遣学生数）
- エ 国際交流・社会貢献等の概要（海外協定校／社会貢献活動／大学間連携／地域連携並びに産官学連携）

② 財務情報

- ア 財務状況を全般的に説明する資料
- イ 各科目の平易な説明資料
- ウ 経年推移の状況がわかる資料
- エ 財務比率等を活用して財務分析をしている資料
- オ グラフや図表を活用した資料
- カ 学校会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料

③ その他

- ア コンプライアンス等に関する情報
- イ 公益通報窓口
- ウ 大学等修学支援法に係る情報
- エ 高等教育の修学支援制度に係る確認申請書
- オ 自己点検・評価報告書
- カ 設置計画履行状況報告書
- キ 教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づく情報公開

以上